

入札説明書

(一般競争入札(事後審査型)共通説明書)

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係る全ての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていかなければならない。
- (2) 入札に参加する者（特定共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定共同企業体の構成員）は、次の要件を全て満たしていなければならない。
- ア 本件工事に係る設計業務の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本又は人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。
- (ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている
- (イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- イ 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- ウ 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4に該当する者でないこと。
- カ 入札公告に記載した予定価格以下の金額で入札できること。
- キ 入札者名義のICカードを取得し、電子入札システムの利用者登録を完了していること。
- ク 次に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (3) 一定の資本的関係又は人的関係のある会社が同一入札に参加していることが判明した場合、一定の資本的関係又は人的関係のある会社の入札全てを無効とする。（入札書提出後に入札を辞退することは認めない。）
一定の資本的関係又は人的関係とは、次のとおりとする。
- ア 資本的関係に関する事項
- (ア) 親会社と子会社
- (イ) 親会社が同一である子会社
- イ 人的関係に関する事項
- (ア) 役員等が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

2 入札方法等

- (1) 本競争入札は、廿日市市電子入札実施要領（平成22年告示第17号。以下「要領」という。）に定める電子入札により行うものとし、入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加できない。ただし、要領第5条第2項で定める手続を経て書面参加を行うこととした者は、書面により3桁のくじ番号を記載した（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）入札書及び工事費内訳書を作成の上、当該入札に係る建設工事の名称、開札予定日時、提出者の商号又は名称及び入札書又は工事費内訳書が在中している旨を記載した封筒（入札書と工事費内訳書は別の封筒とするこ

と。)にそれぞれ封入し、割印をほどこした上で持参により提出すること。

なお、施行令第167条の10の2(施行令第167条の13により準用される場合を含む。)に規定する総合評価方式により実施する入札(以下「総合評価方式」という。)においては、技術資料を作成の上、入札期間内に当該入札に係る建設工事の名称、開札予定日時、提出者の商号又は名称及び技術資料が在中している旨を記載した封筒に封入して、割印をほどこした上で持参により提出すること。

※ 封入方法については、廿日市市ホームページに掲載している「入札書、工事費内訳書、技術資料および資格要件確認書類封筒作成例」を参照すること。URLは次のとおり。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10401.html>

(トップページ>担当部署で探す>契約課>電子入札の処理方法)

(2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出された入札書の書換え、引替え、又は撤回は認めない。

(4) 次のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

ク その他廿日市市契約規則第7条各号のいずれかに該当するとき。

(5) 開札の結果、落札候補者(低入札価格調査制度対象工事(施行令第167条の10第1項及び施行令第167条の10の2第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定する工事をいう。以下同じ。)にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者のうちの最低価格入札者をいい、最低制限価格制度対象工事(施行令第167条の10第2項の規定により落札者を決定する工事をいう。以下同じ。)にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者のうちの最低価格入札者をいい。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者の中、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた一人の入札者に限る。以下同じ。)を選定するものとする。

なお、総合評価方式によるときは、「最低価格入札者」を「価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者」と読み替えるものとする。(以下同じ。)

(6) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続を終了するものとする。

3 入札保証金

入札公告に掲載するものとする。

4 工事費内訳書

(1) 工事費内訳書の明細については、少なくとも種別(レベル3)又は中科目が確認できる記載を求めるが、様式は指定しないものとする。

(2) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす(その者の行った入札を無効とする。)。

ア 記名押印がない場合(電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。)

イ 工事名に誤りがある場合

- ウ 工事費内訳書の明細に種別（レベル3）又は中科目が確認できる記載がない場合
 - エ 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事価格が相違している場合
- (3) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。少なくとも落札者については、市が積算した設計書の内訳に照らし、適切な見積りに基づいて入札したものであるかどうか、提出された工事費内訳書の内容を確認する。
- (4) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。
談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会及び広島県警察本部に提出するものとする。
- (5) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

5 資格要件確認書類の提出

- (1) 総合評価方式を適用する工事においては、全ての入札者は、入札に参加するために必要な資格要件を確認する書類（以下「資格要件確認書類」という。）を作成の上、入札期間内に当該入札に係る建設工事の名称、開札予定日時、提出者の商号又は名称及び資格要件確認書類が在中している旨を記載した封筒に封入し、割印をほどこした上で持参により提出すること。
- (2) 総合評価方式を適用しない工事においては、2(5)の開札手続の終了後、落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めるものとする。資格要件確認書類の提出を求められた落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び資格要件確認書類を指定する期間内に提出しなければならない。
- (3) 設置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その明示がなされない場合は入札に参加できない。
- (4) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。
- (5) 資格要件確認書類の提出を求められた者が、次のアからエのいずれかに該当する場合には、当該入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合においては、その者に対し指名除外措置を行うことがある。
 - ア 定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - イ 資格要件の確認のために職員が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
- (6) 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (8) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

6 配置技術者及び現場代理人について

- (1) 配置技術者及び現場代理人の配置等については、「廿日市市発注の建設工事における技術者等の適正配置について」に掲げる基準を満たすこと。URLは次のとおり。
- <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/40/10833.html>
- （トップページ>担当部署で探す>建設総務課>廿日市市発注の建設工事での技術者などの適正配置）

7 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類により、当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。落札候補者について資格要件を満たしていないことが確認できない場合（4(2)、5(3)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者（最低制限価格制度対象工事にあっては、無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札をした最低価格入札者）から当該工事の入札参加資格の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子くじによるくじ引きによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、審査及び落札者の決定を行うものとする。
- (2) 低入札価格調査制度対象工事において低入札価格調査に係る調査基準価格（廿日市市低入札価格調査制度取扱要綱（平成25年告示第50号。以下「低入札価格調査取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）がある場合は、(1)の規定による審査に加えて低入札価格調査取扱要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定する（同要綱別記「適正な履行確保の基準」を満たす者でなければ落札者としない）ものとする。
- (3) 落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加した全ての者に通知するものとする。

8 低入札価格調査制度

- (1) 低入札価格調査制度対象工事にあっては、低入札価格調査に係る調査基準価格が設定されている。
この調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、7(2)の調査を行って、後日落札の決定をする。
- (2) 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査報告書等の提出を求められた者は、低入札価格調査取扱要綱第5条に定める資料及びその添付資料を提出しなければならない。
- (4) 低価格入札者については、「適正な履行確保の基準」（低入札価格調査取扱要綱別記）の全てを満たすものでなければ、契約内容に適合した履行が認められないものと判断し、これを落札者とはしない。
- (5) 低入札価格調査を経て請負契約を締結した工事の受注者は、工事完成後調査資料（低入札価格調査取扱要綱第18号から第29号）を作成し、社会保険労務士による労務監査（低入札価格調査取扱要綱第15条）を受けなければならない。労務監査を受ける受注者は、「労務監査時に準備する資料」（低入札価格調査取扱要綱別表第2）を準備するとともに、社会保険労務士から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。
- (6) 工事完成後調査において、低入札価格調査取扱要綱第17条第1項に規定する事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

9 契約保証金

請負代金額の10分の1以上とする。契約保証金は、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出

工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合は、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税額を明示する必要があるので、入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書に課税事業者であるか免税事業者である旨（予定を含む。）について記入すること。

11 工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定期（着手日）にかかわらず、契約締結日とする。ただし、請負契約を締結するに当たり廿日市市議会の議決を要する案件については、議会議決のあった日の翌日とする。

12 中間前金払と部分払の選択

- (1) 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。
- (2) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をすることができるものとする。この場合には、約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、約款第38条の4第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度の前払金額に当該会計年度の中間前払金額を含む。）ものとする。
- (3) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第34条第3項及び第4項は適用しない。
ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来形予定額に対する中間前払金については請求することができる。
- (4) その他中間前金払に関することについては、工事請負金中間前金払実施要領（平成22年告示第49号）の規定によるものとする。

13 部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月1回を超えることができない。

請負金額	部分払の回数
500万円以上5,000万円未満	1回
5,000万円以上1億円未満	2回
1億円以上	3回

14 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）の日数は算入しない。）を経過する日までに、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」及び「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取り扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計80m ² 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計500m ² 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

15 契約保証金の納付について

契約保証金は、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。落札者は、原則として落札決定日に保証・保険に係る申し込みをし、保証証書等を落札決定日から5日（休日の日数は算入しない。）を経過する日までに提出すること。

具体的な取扱いは、次のとおりとする。

区分	取扱機関等	内容
金融機関の保証 又は保証事業会社の保証	金融機関、 保証事業会社	落札者は金融機関又は保証事業会社が交付した保証書を契約担当課に持参すること。 ※ 保証契約の締結に当たっての留意事項 ○契約日及び保証書作成日 落札決定日から5日（休日の日数は算入しない。）を経過する日までとすること。 ○契約内容 工事名、工事場所及び請負金額は契約書に記載された内容と同一とすること。 ○保証期間 上記の「契約日及び保証書作成日」から契約書記載の工期の完成日までとすること。 ○保証金額 公告により指示する額とすること。 ○名宛て人 廿日市市とすること。 ○保証委託者 落札者とすること。 ○履行請求期限 保証期間経過後2ヶ月以上確保すること。
公共工事履行保証契約の締結	損害保険会社	落札者は損害保険会社が交付した公共工事履行保証にかかる証券を契約担当課に持参すること。 ※ 保証契約の締結に当たっての留意事項 ○契約日及び証券作成日 落札決定日から5日（休日の日数は算入しない。）を経過する日までとすること。 ○契約内容 工事名、工事場所及び請負金額は契約書に記載された内容と同一とすること。 ○保証期間 上記の「契約日及び証券作成日」から契約書記載の工期の完成日までとすること。 ○保証金額 公告により指示する額とすること。 ○契約種類 建設工事とすること。 ○債権者 廿日市市とすること。 ○保証委託者 落札者とすること。
履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者は損害保険会社が交付した履行保証保険にかかる証券を契約担当課に持参すること。 ※ 保証契約の締結に当たっての留意事項 ○契約日及び証券作成日 落札決定日から5日（休日の日数は算入しない。）を経過する日までとすること。 ○契約内容 工事名、工事場所及び請負金額は契約書に記載された内容と同一とすること。 ○保険期間 上記の「契約日及び証券作成日」から契約書記載の工期の完成日までとすること。 ○保険金額 公告により指示する額とすること。 ○契約種類 建設工事とすること。 ○被保険者 廿日市市とすること。 ○保険契約者 落札者とすること。 ○特約条項 定額でん補とすること。

16 工事カルテについて

請負金額が500万円以上の工事については、CORINSに基づく登録の対象とする。また、登録データの提出期限は、契約締結、工事完成及び変更があった日から10日以内とする。

17 仮契約の締結

議会の議決を得なければならない契約のときは、議会の議決を得たときに本契約となる旨を付した仮契約を締結することとする。

18 地元業者の利用について

請け負った工事の一部下請け発注及び資材等の調達については、できる範囲で地元業者（廿日市市内の業者）を利用することとし、地元業者以外を利用する場合は、契約後に「市外業者を下請け業者（又は主要資材購入先）とする理由書」を提出すること。

ただし、地元以外の業者から主要資材の購入をする場合、地元業者の方が価格が高いという理由の場合は、併せて見積書を提出すること。

19 施工体制台帳の提出

請け負った工事を下請負に付した場合は、遅滞なく施工体制台帳を提出すること。

また、施工体制台帳は原則として市様式を使用することとし、市様式以外を使用する場合は市様式と同等の内容を記載すること。

20 その他

消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。